

株式会社ちゅピCOM LTE無線通信サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社ちゅピCOM (以下「当社」といいます) は、電気通信事業法 (昭和59年法律第86条。以下「事業法」といいます。) の規定に基づきこのLTE無線通信サービス契約約款 (料金表を含みます。以下「約款」といいます。) を定め、これによりちゅピCOM LTE無線通信サービス (以下「LTE無線通信サービス」といいます) としてサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 前項の場合、当社は、ホームページ (<https://www.chupicom.jp>) にて加入者へ通知するものとします。

第3条 (用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届け出を行った者
4. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
5. LTE無線通信サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。)
6. LTEサービス	LTE無線通信サービス網を使用して行う電機通信サービス
7. LTE無線通信サービス取扱所	1 LTE無線通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 2 当社の委託によりLTE無線通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8. 加入契約	当社からLTE無線通信サービスの提供を受けるための加入契約
9. 加入申込者	当社が提供するサービスに加入する意思を示している者でかつ、当社がサービスを提供するに当たって工事が必要なサービスの場合は工事を行っていない状態の者
10. 加入者	当社と加入契約を締結している者
11. 無線機器	LTE無線通信サービスに係る契約に基づいて陸上 (河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。) において使用されるアンテナ設備および無線送受信装置
12. 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備
13. 加入者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設置される電気通信回線
14. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
15. 端末機器	端末機器の技術基準適合認定などに関する規則 (平成16年1月26日) 総務省令第15号。 (以下「技術基準適合認定規則」といいます。) 第3条で定める種類の端末設備の機器
16. 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電機通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17. SIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、LTE無線通信サービスの提供を受けるために、当社または当社以外の者が提供するもの
18. 認証情報	LTE無線通信サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であって、端末設備または自営電気通信設備の認証に使用するもの
19. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
20. 技術基準	端末設備など規則 (昭和60年郵政省令第31号) で定める技術基準
21. 消費税など相当額	消費税法 (昭和63年法律第108号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法 (昭和25年法律第226号) および同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条 (LTE無線通信サービスの種類など)

加入契約には、料金表に規定する種類、種別、品目などがあります。

2 前項の請求の方法およびその承諾については、第6条 (契約申し込みの方法) および第7条 (契約の成立および契約内容確認書面の交付) の規定に準じて取り扱います。

第5条 (契約の単位)

当社は、加入者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、加入者は、1の契約につき1人に限ります。

第6条 (契約申し込みの方法)

加入契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書をLTE無線通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるLTE無線通信サービスの種類、種別、品目
- (2) その他LTE無線通信サービスの内容を特定するために必要な事項

第7条 (契約の成立および契約内容確認書面の交付)

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承諾の上、当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾通知を発したときに成立するものとします。ただし、当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) LTE無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
- (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (5) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
- (6) 加入申込者が、申込内容に虚偽の記載をした場合
- (7) 前条において、加入申込者または加入者の本人確認および利用者の特定ができない場合

- 2 当社は、通信の取り扱い上、余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面 (以下「契約内容確認書」といいます) を加入申込者に交付します。

第8条 (初期契約解除)

加入申込者は、契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による加入契約の解除は同項の書面を発したときにその効力を生じます。
- 3 当社が加入申し込みの撤回などについて不実のことを告げたことにより、加入者が告げられた内容が事実であることの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、当社より新たに発行する正しい書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約を解除することができます。
- 4 第1項の規定により加入契約の解除を行った者は、無線機器、および当社より貸与または提供されたその他の機器を契約の解除後1カ月以内に当社に返却するものとします。なお、1カ月を過ぎて返却のない場合は、別に定める料金表により、当社に機器損害金を支払うものとします。
- 5 前項の規定により加入申し込みの撤回などを行った場合、加入者は加入契約料の還付を請求することができます。ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申し込みを行うなど悪質の意思をもって加入申し込みを行った場合、加入申し込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。
- 6 第1項の規定により加入契約の解除が行われた場合、当社は直ちにサービスの提供を停止するとともに、前2項に定める費用の範囲内で機器の回収を行います。ただし、撤去

にともない加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物などの回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

- 7 前項の規定により加入申し込みの撤回などを行った場合、当社は加入者に対して損害賠償もしくは違約金その他金銭などは請求いたしません。ただし、当社は原状復旧に要する費用などを加入者に請求することができるものとします。

第9条（最低利用期間）

LTE無線通信サービスの最低利用期間はサービス開始日が属する月を1と起算して6カ月とします。

- 2 加入者は第1項の最低利用期間内にサービスを解約した場合は、第39条（利用料金の支払い義務）の規定にかかわらず、当社が定める期日までに、料金表第1表第2に規定する解約料（消費税相当額を加算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。

第10条（利用開始日）

当社より加入申込者が無線機器およびSIMカードを受け取った日をLTE無線通信サービスの利用開始日とします。

第11条（LTE無線通信サービスの利用休止）

加入者は当社が提供するLTE無線通信サービスを一時的に休止しようとする場合は当社が別に定める一定期間内において、LTE無線通信サービスの休止ができるものとします。

- 2 LTE無線通信サービスを休止する場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。
- 3 LTE無線通信サービスを休止する場合、加入者は第40条（手続きに関する料金の支払い義務）の規定による料金を支払うものとします。
- 4 利用休止の期間は、休止開始日の日から起算して6カ月を限度とします。
- 5 休止後、LTE無線通信サービスの休止再開をする場合は、期間満了後自動再開となります。加入者が、期間満了前の再開および一時休止の延長をする場合は別途当社までその旨を申し出るものとします。

第12条（加入者の名前などの変更の届け出）

加入者は加入者連絡先（名前、名称、住所、もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます、以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにLTE無線通信サービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届け出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 加入者は第1項の届け出を怠ったことにより、当社がその加入者の従前の加入者連絡先に宛てて書面などを送付した場合についても、前項と同様とします。
- 4 前3項の場合において、当社は、その書面などの送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社は、加入者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により加入者に通知などを行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知などを省略できるものとします。

第13条（譲渡・貸与の禁止）

加入者が契約に基づいてLTE無線通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡または貸与することができません。

第14条（加入者の地位の承継）

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人、合併後相続する法人、合併もしくは分割により設立された法人または分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、LTE無線通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。
- 4 加入者は、第1項の届け出を怠った場合には、第12条（加入者の名前などの変更の届け出）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第15条（加入者が行う契約の解除）

加入者は、契約を解除しようとするときは、当社が別に定める期限までに、あらかじめそのことを当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 加入者は、解約日の属する月までの利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。
- 3 契約を解除する場合、契約の日から8日の間、書面で当社が認知することをもって契約を解除または取り消す事ができます。
- 4 前項による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。（無線機器接続されている特定SIMカードも返却いただきます。）

第16条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払いを2カ月以上遅延したとき。（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます）
- (2) 契約の申し込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことなどが判明したとき。
- (3) 第51条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 事業法または電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準などに適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6) 破産、競売、民事再生、会社更生の申し立てなどがあったとき。
- (7) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき。
- (8) 前各号のほか、この約款に違反する行為、LTE無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。

- 2 前項の場合、加入者は当社が本契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金を支払うものとします。
- 3 当社は、加入者への本サービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。
- 4 電力・電話の無電柱化など、やむを得ない事情により当社または特定事業者の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ当社または特定事業者の電気通信設備の代替構築が困難な場合、当社は加入者に予め理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。

- 5 加入者は、本契約が解除となった場合、直ちに本約款による全ての権利を失います。
- 6 加入者は、解除の場合、当社より貸与された無線機器およびSIMカードを当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。
- 7 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

第17条（SIMカードの貸与）

当社は、加入者に対し、SIMカードを貸与いたします。この場合、貸与するSIMカードの数は、LTE無線通信サービス一契約につき、一つとします。

- 2 当社は、技術上および業務遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめ、その旨を加入者に通知します。

第18条（SIMカードの管理責任）

SIMカードの貸与を受けている加入者は、そのSIMカード

を善良な加入者の注意をもって管理するものとし、故意または過失により貸与したSIMカードを毀損または滅失した場合は、加入者は別に定める料金表により、SIMカードの機器損害金を当社に支払うものとし、

- 2 SIMカードの貸与を受けている加入者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届けていただきます。
- 3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている加入者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた障害などについて、責任を負わないものとし、

第3章 付加機能

第19条（付加機能の提供など）

当社は、加入者に料金表に定める付加機能を提供します。加入者は、付加機能の契約をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にてLTE無線通信サービス取扱所に通知していただきます。この場合、当社は第7条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）の規定に準じて取り扱います。

- 2 前項の付加機能を提供する場合、当社は必要に応じて付加機能に要する機器などの提供を行うことがあります。この場合、第24条（自営端末設備の認証情報の登録などの検査）の規定を準用します。

第20条（付加機能の変更・解除）

加入者は、付加機能の契約の変更または解除をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にてLTE無線通信サービス取扱所に通知していただきます。

- 2 当社は契約が解除されたときは、付加機能の契約も解除します。

第21条（無線機器の貸与）

当社は、別に定める料金表により無線機器を提供します。その貸与料金は基本利用料金に含むものとし、

- 2 本サービスの無線通信に必要なSIMカードを無線機器に接続した状態で提供いたします。加入者によるSIMカードの取り外しは禁止いたします。
- 3 当社が認める場合を除き、加入者は提供した無線機器の交換を請求できません。
- 4 前項の場合、加入者は、無線機器を本来の用法に従いつつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意または過失により貸与した無線機器を毀損または滅失したときは、加入者は別に定める料金表により無線機器の機器損害金を当社に支払うものとし、
- 5 加入者は、契約が解除されたときは貸与した無線機器を1カ月以内に当社に返還するものとし、なお、1カ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別に定める料金表により無線機器の機器損害金を当社に支払うものとし、
- 6 当社は無線機器に故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとし、
- 7 加入者は、無線機器に故障が生じた場合、ただちにその旨を当社に通知するものとし、前項の調査の結果、当社の無線機器に故障のないことが明らかになった場合は、加入者は、当社に対し、当該調査に要した費用を支払うものとし、
- 8 加入者は、無線機器の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、当社へ無線機器の交換を請求できないものとし、
- 9 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。
 - (1) 本来の用法によらない方法で、本サービスを不当に受けたり、受けようとする。
 - (2) 無線機器を転貸、譲渡、質入などすること。
 - (3) 無線機器を定められた場所から移動したり、接続変更すること。
 - (4) 無線機器を分解したり、変更を加えること。
- 10 当社は、無線機器の老朽化または性能が劣化した場合、あるいは技術的条件などの変更により無線機器の変更が必要

となった場合、当社の費用負担により無線機器を取り替えまたは改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとし、

- 11 加入者は、加入者の故意、過失、第三者の行為または不可抗力による無線機器の損傷、紛失などの場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとし、
- 12 返還までに生じた盗難、滅失について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、加入者は当社に対し別表に定める料金を当社に支払うものとし、

第22条（無線機器の運用）

当社は、安定したサービスの提供または保守のため当社が必要と認めた場合、無線機器に対し必要なデータの更新などを行うことがあります。

- 2 加入者は前項の更新を承諾するものとし、

第4章 自営端末設備または自営電気通信設備の接続など

第1節 自営端末設備の接続など

第23条（自営端末設備の接続）

加入者は、その加入者回線に、またはその加入者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものおよびLTE無線通信サービスの加入者回線に接続することができるものにかぎります。以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が別記3に規定する技術基準および技術的条件（以下「技術基準など」といいます。）に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技術基準適合認定規則様式第7号または様式第14号の表示などにより当社が技術基準などに適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の社員または当社が指定する事業者は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を示します。
- 5 加入者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第24条（自営端末設備の認証情報の登録など）

当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備（無線機器に限ります。）の認証情報その他の情報の登録、変更または消去（以下「認証情報の登録など」といいます。）を行います。

第25条（自営端末設備に異常がある場合などの検査）

当社は、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第34条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の社員または当社が指定する事業者は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を示します。
- 3 加入者は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準などに適合していると認められないときは、その自営端末設備の加入者回線への接続を取りやめていただきます。

第26条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）

加入者は、加入者回線に接続されている自営端末設備（無線機器に限ります。以下この条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づ

き、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理などを行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 加入者は、前項の検査などの結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の加入者回線への接続を取りやめていただきます。

第27条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、自営端末設備（無線機器に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条第2項および第3項の規定に準ずるものとします。

第2節 自営電気通信設備の接続など

第28条（自営電気通信設備の接続）

加入者は、その加入者回線に、またはその加入者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものおよびLTE無線通信サービスの加入者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は前項の請求があったときは、その接続が技術基準などに適合しないときを除き、その請求を承諾します。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第34条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を行います。
- 4 当社の社員または当社が指定する事業者は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第29条（自営電気通信設備の認証情報の登録など）

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）の認証情報の登録などについては、第24条（自営端末設備の認証情報の登録など）の規定に準ずるものとします。

第30条（自営電気通信設備に異常がある場合などの検査）

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第25条（自営端末設備に異常がある場合などの検査）の規定に準ずるものとします。

第31条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第26条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）の規定に準ずるものとします。

第32条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、第27条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第5章 利用中止および利用停止

第33条（提供中止）

当社は、次の場合には、LTE無線通信サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第37条（利用の制限）の規定により通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 前2項の規定により、LTE無線通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第34条（提供の停止）

当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間（そのLTE無線通信サービスの料金その他の債務（この約款により支払いを要することになったもの）に限り、以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのLTE無線通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）
- (2) 契約の申し込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことなどが判明したとき。
- (3) 第12条（加入者の名前などの変更の届け出）の規定に違反したときおよびその規定により届け出た内容について事実と違反していることが判明したとき。
- (4) 加入者が当社と契約を締結したもしくは締結していた他のサービスに係る料金などの債務（その契約約款などに定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 加入者がそのLTE無線通信サービスまたは当社と契約を締結している他のLTE無線通信サービスの利用において第51条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を、当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第25条（自営端末設備に異常がある場合などの検査）もしくは第30条（自営電気通信設備に異常がある場合などの検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準などに適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 第26条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）、第27条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第31条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）または第32条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、LTE無線通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。ただし、前項第5号の規定により、提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

第35条（インターネット接続サービスの利用）

加入者は、インターネット接続サービス（LTE無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第36条（通信の条件）

当社は、LTE無線通信サービスを利用できる区域について、別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 LTE無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- 3 LTE無線通信サービスに係る伝送速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動するものとします。

- 4 当社は、1の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、またはその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。
- 5 電波状況などにより、LTE無線通信サービスを利用して送受信された情報などが破損または滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第37条 (利用の制限)

当社は、次の通り通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、本サービスの提供または帯域を制限することがあります。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で必要と認めるとき、また災害の予防もしくは救援に必要と認めるとき。
 - (2) 交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うとき。
 - (3) LTE無線通信サービスの利用者が、当社もしくは第3者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたとき。
- 2 前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、対象加入者に対しその理由を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 3 第1項第3号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
 - 4 本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
 - 5 通信が著しくふくそうしたときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
 - 6 当社が請求した次に掲げる機関が使用している加入者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の加入者回線などへの通信を中止する措置を含みます。）

機関名	
気象機関	水防機関
消防機関	災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関	防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関	輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関	別記2の基準に該当する新聞社などの機関
預貯金業務を行う金融機関	国または地方公共団体の機関

- 7 当社は、LTE無線通信サービスの運用および品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。
- 8 無線区間（加入者回線に係る部分とします。以下同じとします。）における通信については、AXGP方式によりセキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 9 当社は、技術上のやむを得ない理由などにより、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設（以下「移設など」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 10 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検または移設などを行うときは、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 料金など

第38条 (料金の適用)

当社が提供するLTE無線通信サービスの料金は、加入料、

基本利用料、手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

- 2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。
- 3 当社は、社会経済情勢の変化、提供する本サービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改訂の1カ月前までに当該加入者に通知します。

第39条 (利用料金の支払い義務)

加入者は、その契約に基づいて当社が加入者回線の提供を開始した日（付加機能または端末接続装置の提供についてはその提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して加入契約の解除があった日（付加機能または端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解除または廃止があった月が同一の月である場合は1カ月間とします。）について、当社が提供するLTE無線通信サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料または使用料（以下「利用料など」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断などによりLTE無線通信サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料などの支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時休止をしたときは、加入者は、その期間中の利用料などの支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料などの支払いを要します。
 - (3) 前号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、LTE無線通信サービスを利用できなかった期間中の利用料などの支払いを要します。
- 3 当社は、支払いを要しないこととされた利用料などが既に支払われているときは、その料金を返還します。

第40条 (手続きに関する料金の支払い義務)

加入者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、料金表第1表第2に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除または請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第41条 (料金の支払い方法)

当社が指定する支払い方法により支払うものとし、これ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

- 2 費用の支払いは、当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に支払うものとします。
- 3 当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。
- 4 料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第42条 (割増金)

加入者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第43条 (延滞利息)

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第44条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第45条 (加入者の維持責任)

加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、加入者は、自営端末設備（無線機器に限り。）または自営電気通信設備（無線機器に限り。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第46条（加入者の切分け責任）

加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、加入者から要請があった場合には、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所または当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第47条（設備の修理または復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が障害し、または滅失した場合に全部を修理し、または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理または復旧します。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

第9章 損害賠償

第48条（責任の制限）

当社は、LTE無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのLTE無線通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、LTE無線通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するLTE無線通信サービスの利用料などの料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3カ月以内に当該請求が行われなかったときは、加入者はその権利を失うものとします。
- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりLTE無線通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、当社が提供するサービス内容、また加入者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性または有用性などの保障はいたしません。当該情報のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。
- 5 当社は、加入者がサービス利用に関して、他の加入者または第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第49条（免責）

当社は、加入者が本サービスを利用して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- 2 当社は、LTE無線通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物

などに損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

- 3 当社は、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるLTE無線通信サービスに係る端末設備などの接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造などを要する場合は、当社は、その改造などに要する費用のうちその変更した規定に係わる部分に限り負担します。
- 4 LTE無線通信サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された加入者の情報の消失その他のサービスに関連して発生した加入者の損害について、当社は本規定にて定める以外は一切の責任を負わないものとします。
- 5 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないこととします。この件について、加入者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
- 6 当社は第37条（利用の制限）をもとに利用制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑則

第50条（承諾の限界）

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときまたは料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるときなど当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第51条（利用に係る加入者の義務）

当社は、LTE無線通信サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物などを無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。

- 2 加入者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理などを行うため、土地、建物その他の工作物などへの立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 加入者は、当社が契約に基づき設置した端末設備（自営端末設備にあっては、無線機器に限り。）または自営電気通信設備（無線機器に限り。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは、自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 5 当社が端末設備または自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
- 6 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した無線機器に他の機械、付加部品などを取り付けないこととします。
- 7 加入者は、当社が契約に基づき設置した無線機器を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

- 8 加入者は、規定に違反して無線機器を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。
- 9 加入者は、当社から発行されたIDなど管理の責任を負います。IDなどを忘れた場合や盗まれた場合、紛失した場合、第三者に知られた場合、第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、加入者は速やかに当社に届け出、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 10 当社はIDなどの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。加入者は、IDなどの管理責任を負うものとし、加入者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
- 11 加入者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、加入者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。
- 12 加入者は、前項各号の規定に違反して当社または第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 13 加入者は、LTE無線通信サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
- (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為およびそれに結びつく行為
 - (3) 第三者の著作権その他の権利、財産または位置情報（端末設備の所在に係る緯度および経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を加入者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (4) 他者に不利益を与える行為、他人に利用させる行為、または誹謗中傷し、名誉、信用をき損する行為
 - (5) 上記各号の他、法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為
 - (6) LTE無線通信サービスの信用を毀損する行為、または毀損するおそれのある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ、または児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
 - (8) 第三者または当社になりすましてサービスを利用する行為
 - (9) ストーカー行為などの規制などに関する法律に違反する行為
 - (10) 大量のメールを送信する行為および当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘などのメールを送信する行為、嫌悪感を感じる電子メールを送信する行為
 - (11) 第三者または当社の設備などに無権限でアクセスする行為ならびに設備の運営を妨げる行為
 - (12) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
 - (13) 詐欺などの犯罪的行為およびそれに結びつく行為
 - (14) 無限連鎖講（いわゆるネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (15) 事実に反する情報を送信・掲載する行為
 - (16) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為
 - (17) 約款に違反する行為その他のインターネットの運用を妨げるすべての行為
 - (18) 本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為
 - (19) その他、当社が不適切と判断する行為

第52条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

- 2 LTE無線通信サービスの利用契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のLTE無線通信サービス利用契約についても解除があったものとします。

第53条（法令に規定する事項）

LTE無線通信サービスの提供または利用にあたり、法令に

定めがある事項については、その定めるところによります。

第54条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第55条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

- 2 刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求など）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

第56条（個人情報の取り扱い）

お客さまからお預かりする個人情報は、弊社ホームページに掲載する「個人情報の取り扱いについて」に基づき適切に取り扱うものとします。

- 1 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
- 2 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報など、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - (1) サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧などの業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
 - (2) 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービスなどを含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めため利用する場合
- 3 当社は、法令で定める場合などを除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2号の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
- 4 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事などの業務委託を行う場合があります。
- 5 ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
- 6 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
- 7 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
- 8 お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
※詳しくは、当社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。
（お問い合わせ窓口）〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565
E-mail privacy@chupicom.co.jp

第57条（苦情処理）

当社は、加入者の個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第58条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第59条（管轄裁判所）

当社は、本契約により生じる一切の紛争などについては広

島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第60条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入申込者または加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

別記

1 LTE無線通信サービスの提供区域など
当社のLTE無線通信サービスの提供区域は、当社営業区域内を主とします。

2 新聞社などの基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または議論することを目的としてあまねく発売されること (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者など	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者および有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社または放送事業者などにニュース(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者などが放送するためのニュースまたは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

3 自営端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準など

端末設備など規則(昭和60年郵政省令第31号)

4 検査などのための端末設備の持ち込み
加入者は、次の場合には、その自営端末設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。)もしくは自営電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。)を、当社が指定した期日に当社が指定するLTE無線通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
(1) 認証情報の登録などを行うとき。
(2) LTE無線通信サービス契約約款第27条または第30条の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
(3) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

5 加入者の支払状況などの情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社ちゅピCOM

附則

(実施期日)

この約款は、2023年10月1日から実施します。

《LTE無線通信サービス(ちゅピCOM Air-LAN)料金表》

通則

(料金の計算方法)

1 当社は、加入者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

(端数処理)

2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

3 加入者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

4 料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金)

5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税などを含む金額とします。

(料金などの臨時減免)

6 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この料金表および約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事費に関する費用を減免することがあります。

7 当社は、料金などの減免を行ったときは、LTE無線通信サービス取扱所に提示するなどの方法により、そのことをお知らせします。

別表

LTE無線通信サービスに関する料金

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、第39条(利用料金の支払い義務)によるほか、次の通りとします。

2 料金額

1契約ごとに

項目	料金額
基本利用料	通常プラン 月額2,990円(税込み)

※無線機器の端末料およびSIMカード料を含みます。

※メールサービスやセキュリティは付属していません。

第2 手続きに関する料金

区分	単位	料金額
登録事務手数料	初回登録時のみ	3,300円(税込み)
休止料	LTE無線通信サービスの利用を休止するときに支払いを要する料金	月額1,100円(税込み) / 1台につき
休止手数料	休止開始時のみ	550円(税込み)
保守対応費	当社の係員が加入者宅へ出向し、簡易な調査作業などを行う場合に適用する料金	3,300円(税込み) / 1回につき
解約料	サービス開始日が属する月より6か月以内で契約を解約するときに支払いを要する料金	2,990円(税込み)
解約撤去費用	加入契約の解約をする際	お客さまにて持参もしくはご返却いただきます。ご返却の際の郵送料はお客さま負担となります。 ※出張訪問での無線機器回収をご希望の場合は別途費用
機器損害金(課税対象外)	無線機器(SIMカード含む)	20,000円 / 1台につき
	SIMカードのみ	3,000円 / 1枚につき

「LTE無線通信サービス契約約款」の改正につきまして

株式会社ちゅピCOM

この度、本約款を以下の通り改正いたします。

■変更箇所

変更前	変更後
<p>※追記 第3条(用語の定義)</p>	<p>※追記 第3条(用語の定義) <u>22.ブロードバンドユニバーサルサービス料</u> 電気通信事業法第7条の2その他これに関連する法令の規定に基づき、国が定めるブロードバンドユニバーサルサービス制度の維持および提供のために、当社が加入者から徴収し、当社が指定する機関に納付する料金</p>
<p>第4条(LTE無線通信サービスの種類など) 加入契約には、料金表に規定する種類、種別、品目などがあります。 2 前項の請求の方法およびその承諾については、第6条(契約申し込みの方法)および第7条(契約の成立および契約内容確認書面の交付)の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>第4条(LTE無線通信サービスの種類など) 加入契約には、料金表に規定する種類、種別、品目などがあります。 2 前項の請求の方法およびその承諾については、第6条(契約申し込みの方法)および第7条(契約の成立および契約内容確認書面の交付)の規定に準じて取り扱います。 3 <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>は、料金表に別表として定める金額を、総務省令により定められる額として加入契約1契約ごとに請求します。</p>
<p>第38条(料金の適用) 当社が提供するLTE無線通信サービスの料金は、加入料、基本利用料、手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。</p>	<p>第38条(料金の適用) 当社が提供するLTE無線通信サービスの料金は、加入料、基本利用料、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>、手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。</p>
	<p>※以下追加に伴い、第40条以下各条文の条番号を1条ずつ繰り下げます。</p> <p><u>第40条(ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払い義務)</u> <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>は、インターネット接続サービスの利用の対価ではなく、法令に基づく制度により全国的なブロードバンドユニバーサルサービスの確保および維持のためにご負担いただくものとします。 2. 当該料金の金額、算定方法および適用条件は、料金表に定めるところによります。</p>
<p>附則 (実施期日) この約款は、2023年10月1日から実施します。</p>	<p>附則 (実施期日) この約款は、<u>2026年2月1日</u>から実施します。</p>

《LTE 無線通信サービス(ちゅピCOM Air-LAN)料金表》

変更前	変更後					
<p>※追記 通則 (料金) 5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税などを含む金額とします。</p>	<p>※追記 通則 (料金) 5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>などを含む金額とします。</p>					
<p>2 料金額</p>	<p>※以下追加に伴い、 第2 手続きに関する料金を 第3 に繰り下げます。</p> <p>2 料金額 第2 ブロードバンドユニバーサルサービス料</p> <table border="1" data-bbox="810 741 1353 884"> <tr> <td data-bbox="810 741 1026 884">ブロードバンド ユニバーサル サービス料</td> <td data-bbox="1029 741 1161 884">1 契約に つき</td> <td data-bbox="1165 741 1353 884">総務省令によ り定められる 額</td> </tr> </table>			ブロードバンド ユニバーサル サービス料	1 契約に つき	総務省令によ り定められる 額
ブロードバンド ユニバーサル サービス料	1 契約に つき	総務省令によ り定められる 額				